

○沖縄県立看護大学教員昇任要綱

(平成 19 年 10 月 17 日)

[沿革] 平成 19 年 12 月 19 日改正

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 1 月 21 日改正

平成 30 年 5 月 16 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、沖縄県立看護大学教員選考規程第 10 条に基づき、沖縄県立看護大学教員の昇任の選考手続きに関し必要な事項を定める。

(選考の申し出)

第 2 条 学部長及び研究科長は教員を昇任させようとするときは、学長に別紙昇任推薦申出書により申し出るものとする。

2 学長は、前項の申し出がある場合は、教授会において選考委員会を設け、審査手続きを指示するとともに、当該昇任案件について報告する。

(昇任の基準)

第 3 条 教授に昇任できる者は、本学の教育理念を理解し推進できる者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準じると認められる者

(3) 大学において教授又は准教授の経験のある者

(4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 准教授に昇任できる者は、本学の教育理念を理解し推進できる者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 前項各号のいずれかに該当する者

(2) 大学において准教授又は助教又は専任の講師の経歴のある者

(3) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

3 講師に昇任できる者は、本学の教育理念を理解し推進できる者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 前 2 項に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) 大学において助教又はこれに相当する教員としての経験を有する者

(3) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(審査の結果)

第 4 条 選考委員会は、審査の結果を審査報告書により教授会及び研究科委員会に

報告する。

(候補者の決定)

第5条 教授会は、前条の審査結果に基づいて昇任候補者を学長に推薦する。さらに大学院を担当する候補者は研究科委員会において審議した上で、その結果を学長に報告する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、教員の昇任の選考について必要な事項は、教授会及び研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年10月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年12月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。